

令和2年7月1日
食品生活衛生課

1 趣旨

平成13年2月に生活協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費者団体連絡協議会等からの「食品の安全に係る請願」が県議会において全会一致で採択されたことを受けて、基本方針（H15.3）と推進プラン（H16.3，期間3年）を策定し、適宜見直ししながら食品の安全確保対策を推進してきた。

この度、平成27年度から推進してきた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の取組期間が令和2年度で終了するため、次期プランを策定する。

2 計画期間等

(1) 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）（5年間）

(2) 対象

県内の生産者、事業者、消費者及び行政

(3) あるべき姿

『みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会』

平成27年度からの推進プランにおいて、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら協働して取り組むための共通認識として定めた「あるべき姿」を引き継ぐ。

3 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定	現行のプランの振り返り 体系整理等			骨子案検討		素案検討				最終案検討		改定 公表
食品 安全 推進 協議会				●骨子案				●素案			●最終案	
議会			●常任委員会 (改定概要)			●常任委員会 (骨子案)				●常任委員会 (素案)		

4 現行プランの振り返り

現行プランを構成する施策について、数値目標及び参考目標の実績点検に加え、目指す姿と現状のギャップ、社会情勢や環境の変化、現行プラン策定後の状況なども踏まえて課題を把握し、次期プランの目指す姿や施策の方向性などに反映する。

【参考】食品の安全に関する基本方針及び推進プラン 数値目標及び参考指標に対する達成度

項目	数値目標		参考指標(単年度)					
	達成 項目数	達成	概ね達成	未達成	評価対象外	概ね達成 以上の割合		
I 衛生管理	2	1	24	13	5	1	5	95%
II 食品表示	2	1	7	5	2	0	0	100%
III リスクコミュニケーション	2	1	8	6	2	0	0	100%
IV 危機管理	2	2	0	0	0	0	0	-
V 人材育成	2	1	3	2	0	0	1	100%
計	10	6	42	26	9	1	6	97%

※ 数値目標の達成度は推進状況等から、関係機関で評価した。

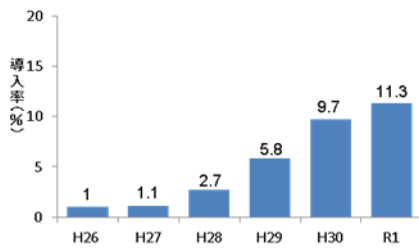
※ 参考指標は令和元年度の状況について、目標の80~99%を「概ね達成」、100%以上を「達成」とした。
また、目標が数値でない項目については、担当課が評価した。

【数値目標の現状】

I 衛生管理

【HACCP 導入率】

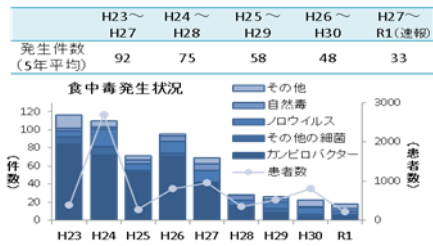
目標：20%以上



× 未達成

【食中毒発生件数（過去5年平均）】

目標：100 件以下

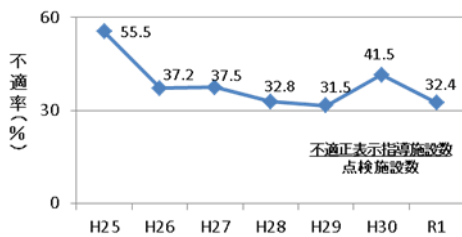


◎達成

II 食品表示

【食品表示一斉点検時の不適率】

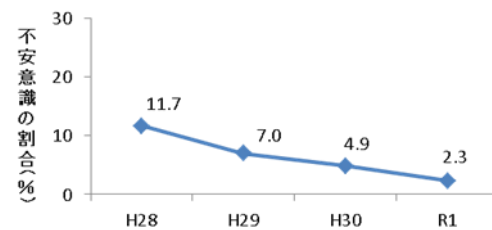
目標：30%以下



× 未達成

【偽装表示への不安意識アンケート結果】

目標：30%以下

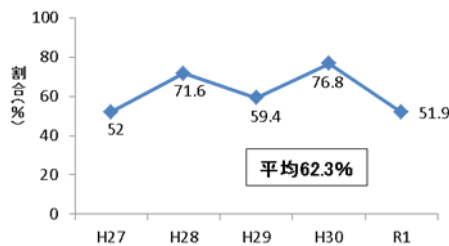


◎達成

III リスクコミュニケーション

【食品安全に関する正しい知識の保有割合】

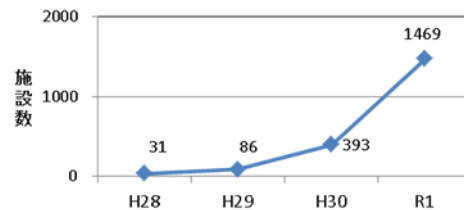
目標：60%以上



○概ね達成

【アレルギー表示店把握数】

目標：1000 店舗



◎達成

IV 危機管理

【事業者等の相談窓口設置率】

目標：90%以上

	H30	R1
調査施設数 (延べ)	5,969	7,993
設置率	93.3%	95.4%

※12月の1カ月間の監視施設を調査

◎達成

【危機管理マニュアル整備率】

目標：30%以上

<アンケート調査結果>

調査項目	R1
①苦情対応部署(対応者)の決定	回答数 220※
②事業所内での情報伝達体制	
③苦情等の記録保持	
④保健所等への報告の規定	
⑤商品の自主回収方法等の検討	
① ② ③ ④ ⑤	3項目以上整備 75%
87% 94% 75% 72% 62%	5項目すべて整備済 49%

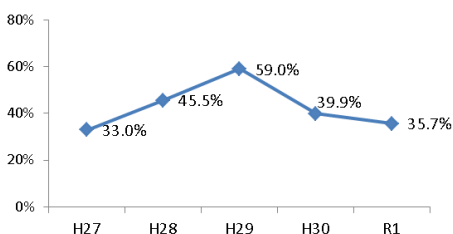
※表示講習会(県内5会場)におけるアンケートのうち、製造・加工業者

◎達成

V 人材育成

【食品衛生責任者実務講習会の受講率】

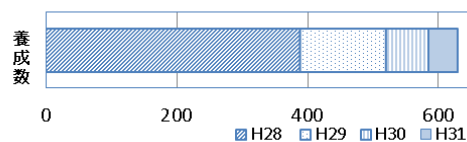
目標：60%以上



× 未達成

【食品安全推進リーダー養成状況】

目標：500 人



◎達成

【主な取組の状況】

I 衛生管理

施策の方向性	農畜水産物の生産から食品の製造・販売、消費の各段階の危害要因に応じた衛生管理を行い、食品の安全を確保します。
現 状	生産者においては、生産履歴の記帳や GAP などの取組が進められているが、全体には定着していない。 事業者においては、食品衛生法改正により義務化されるため、HACCP に沿った衛生管理の導入に向けて意識が高まっている。
課 題	生産工程管理・自主衛生管理の実施は、手間と労力（コスト）がかかるが、外からは見えにくく、評価されにくいこともあり、導入が進んでいないため、導入に向けた支援を行う必要がある。

II 食品表示

施策の方向性	正しい食品情報の伝達と積極的な食品表示の活用により食品の安全を確保します。
現 状	事業者においては、記載間違い（消費期限など）や新表示を含めた表示制度の理解不足による表示不適が散見される。 消費者においては、表示確認の習慣が未だに根付いておらず、また、表示制度への理解も不足している。
課 題	事業者及び消費者ともに表示制度（特に新表示）への理解を進める必要がある。

III リスクコミュニケーション

施策の方向性	積極的な情報発信とリスクコミュニケーションを通じて食品の安心を確保します。
現 状	生産者、事業者及び行政は様々な取組により、安全な食品を提供しているが、消費者に十分伝わっておらず、また、消費者の要望が生産者・事業者へ正確に伝わっていない。 消費者の食品への不安意識は低下しているが、依然として輸入食品や食品添加物、残留農薬などに対しては一定の不安感がある。
課 題	消費者はそれぞれの価値観を持っているが、様々な価値観を持った消費者が安心して食品を選択できる環境を整備する必要がある。

IV 危機管理

施策の方向性	迅速な危機対応により食品の安全を確保します。
現 状	製造施設における危機管理マニュアルの整備率は 49% で目標（30% 以上）を達成したものの、回収等が発生したときの対応を定めている製造施設はそのうちの 62% であり、衛生管理の不備などにより回収が必要となった場合、スムーズな対応ができない恐れがある。
課 題	生産者及び事業者が違反・健康被害発生時に拡大防止措置を速やかに行える危機管理体制を構築する必要がある。

V 人材育成

施策の方向性	人材の育成により食品の安全・安心を確保します。
現 状	行政は、食品衛生責任者講習会など各種講習会を開催し、事業者の技術支援や消費者に対する食品安全に関する啓発を行っている。参考指標としている講習会の開催回数は目標を達成しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講習会の開催方法や実施回数を検討する必要性が生じている。
課 題	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら、生産者、事業者及び行政は、引き続き施策を実施するために必要な人材を育成する必要がある。

5 社会情勢の変化や有識者意見

(1) 社会情勢の変化

ア 近年の食品衛生を取り巻く状況

○食中毒の発生件数・患者数は近年下げ止まりの傾向にあり、その約6割程度が飲食店が原因となっている。

○一方、加工段階で汚染されたキザミのりを原因とした集団食中毒のほか、未加熱の野菜が原因とされる食中毒事例も報告されている。

○このことから、食中毒の予防や拡大防止は、食品の調理の場面だけの対策で足りるものではなく、フードチェーン全体での取組が不可欠である。

イ 食品衛生法の改正

○食品衛生法が前回改正された平成15年から、世帯構造の変化を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増大など食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食や食品を取り巻く環境が変化している。

○近年、食品流通の広域化に伴い、広域的な食中毒事案の発生が懸念されており、食中毒情報の探知、共通汚染源の調査などを早期に実施できる体制整備が求められる。

○東京オリンピック・パラリンピックの開催により、全国的に波及すると考えられるインバウンドの増加を見据え、国際標準となる統合的な食品衛生管理が求められる。

○欧米では、法令により食品回収制度を設け、速やかに回収情報を公表できる体制が整備されており、日本でも回収情報を行政が把握し、早期の監視指導や消費者への情報提供の実施が求められる。

○食品衛生法は、

- 1 広域的な食中毒事案への対策強化
 - 2 HACCPに沿った衛生管理の制度化
 - 3 食品の回収情報の報告の義務化
- などについて改正が行われた。

ウ 食品表示の新表示への移行

○食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が平成27年に施行され、経過措置期間が令和2年3月末で終了したが、食品表示一斉点検時の不適率は32.4%であり、新表示への移行はまだ十分には実施されておらず、さらなる移行への推進が求められる。

エ 食品に関する情報の氾濫

○近年、インターネットの普及、SNSの発達などにより、手軽に多くの情報を入手することが可能となり、また、誰でも自由に情報を発信することができることから、中には信頼性に疑わしい情報が見受けられる状態であり、正しい情報が入手できる環境整備が求められる。

(2) 有識者意見

○食の安全・安心の取組については、かなり進んできており、現状を良化させることよりも悪化させないことも大切である。

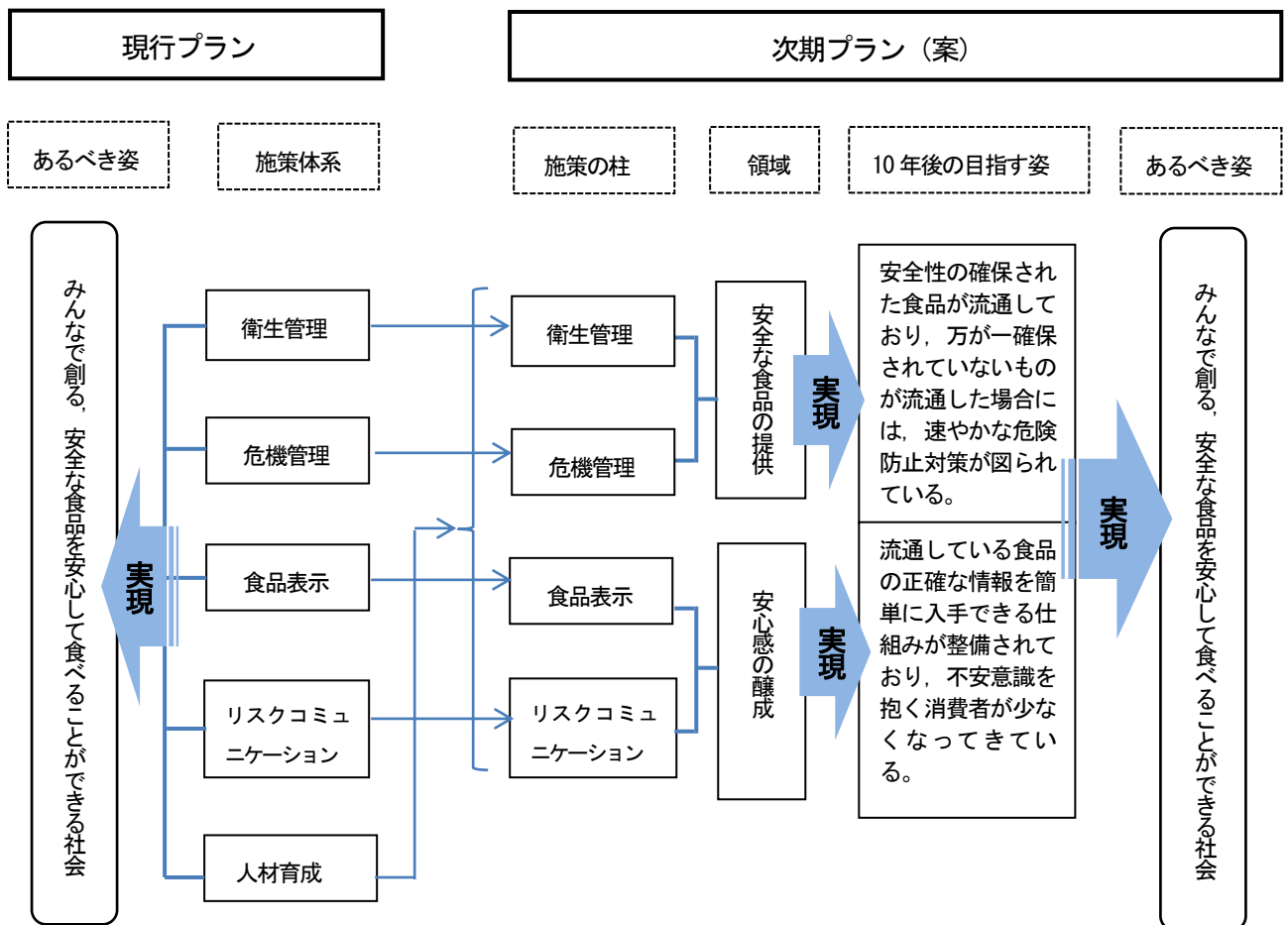
○数値目標において、「不安意識の割合」などの意識調査による指標は、評価するのが難しいため、客観的な指標を設けた方が良いと考える。

○新型コロナウイルスに関しても健康上のリスク等と大きな関連があるので、考えていく必要があるのではないか。

6 現行プランからの主な見直し内容

- (1) 近年の食品衛生を取り巻く状況を鑑み、食品の安全を確保するためには、消費者も含めフードチェーン全体での取組が不可欠であることから、現行プランの「あるべき姿」は引き継ぐ。
- (2) 体系的に施策を推進するため、あるべき姿の構成要素である「安全な食品の提供」「安心感の醸成」の2つの領域を設定し、10年後を見据えた施策を計画的に展開するため、各領域に「10年後の目指す姿」を設定する。
- (3) 食品衛生法の改正、食品表示の新表示への移行、食品に関する情報の氾濫への対策を考慮し、施策の柱を「危機管理」「衛生管理」「食品表示」「リスクコミュニケーション」とする。
- (4) 現行プランの5つの施策体系のうち、「人材育成」については、他の施策体系の中で講習会等の取組により実施されているため、次期プランでは、それぞれの施策の柱の中に取り込む。
- (5) 現行プランの振り返りや社会情勢の変化、有識者意見等を踏まえ、それぞれの施策の柱の具体的な取組及び成果指標の見直しを行うこととする。

7 現行プランと次期プラン案の体系比較



※人材育成は、次期プランの中では、それぞれの「施策の柱」の中で取組の一つとして位置付ける。

8 次期プランの施策体系（案）

【領域Ⅰ】 安全な食品の提供

（１）衛生管理

推進施策

- ・生産から製造・加工、流通の各段階における生産工程管理・自主衛生管理体制の定着

【具体的な取組】

○生産者・事業者

生産工程管理・自主衛生管理の導入・定着を進める。

○行政

監視指導を実施するとともに、自主衛生管理導入の支援をする。

主な成果指標	現状（令和元年）	目標（令和7年）
有症者50人以上の集団食中毒発件数 （過去5年平均）	2.6件/年	2.0件/年以下

（注視する指標）GAP導入数、自主衛生管理認証制度の導入数、監視指導件数、
食品衛生講習会開催数、農薬危害防止講習会開催数

（２）危機管理

推進施策

- ・違反・健康被害発生時の速やかな報告・回収・公表体制の確立

【具体的な取組】

○生産者・事業者

マニュアルの整備、相談窓口の設置により、健康被害の可能性のあるクラスⅠ及びⅡ[※]の回収事例の発生時には速やかに情報収集等を行うことで、早期の回収着手を実施する。

※喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ、Ⅱ、Ⅲに分類されている。

○行政

速やかな情報共有により健康被害を未然に防止する。

主な成果指標	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
回収着手報告書提出までの所要日数	—	1日以内

（注視する指標）危機管理マニュアル整備施設数、相談窓口設置施設数

【領域Ⅱ】 安心感の醸成

（１）食品表示

推進施策

- ・適正な食品表示による正確な情報伝達体制の整備

【具体的な取組】

○事業者

新表示を含めた表示制度への理解、工程管理の徹底により不適正な表示を防止する。

○消費者

自らの商品選択に必要な表示制度を正しく理解する。

○行政

表示制度の周知により不適正な表示を減少させる。

主な成果指標	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
表示違反（不良）による回収（過去5年平均）	17件/年	14件/年以下

（注視する指標）表示講習会受講者数、食品表示ウォッチャーによる指摘数

(2) リスクコミュニケーション

推進施策

- ・生産者，事業者，消費者及び行政における相互理解
- ・消費者が個々の価値観で食品を選択するための知識普及

【具体的な取組】

○生産者・事業者

生産から消費までの各段階における食品のリスクの総合的な理解に努める。

○消費者

リスクコミュニケーションを活用し，食品を選択するための知識を身に着ける。

○行政

生産者，事業者，消費者との相互理解を深めるため，リスクコミュニケーションを推進する。

主な成果指標	現状（令和元年度）	目標（令和7年度）
購入食品に対する苦情件数（過去5年平均）※	502 件/年	400 件/年以下

※相互理解の不足，不安感から苦情につながるため指標として設定

（注視する指標） 食品安全に関する正しい知識の保有割合，各種講習会の理解度，
食品安全推進リーダーの活動回数